平成２５年（フ）第４６３号
埼玉県越谷市七左町７丁目33番地
債務者　タカハシ　グレース　デビオ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
埼玉県越谷市蒲生茜町34番地２　ＮＩＣハイム213
債務者　木村修市こと　石澤　修市
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地４丁目４番19号
債務者　梅津　一宏
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
埼玉県吉川市大字下内川1198番地
債務者　大島　幸恵
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
埼玉県春日部市六軒町47番地３
債務者　桑原　清行
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
山梨県甲斐市西八幡4322番地６　エルコートＮ―102
債務者　藤森　勝子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
山梨県韮崎市下祖母石2144番地３　ひまわりハイムＡ―106
債務者　奥川　　健
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
山梨県甲府市若松町４番７号　1005号室
債務者　髙野久留美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
山梨県甲斐市志田104番地
債務者　岡部誠一郎
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
高知市東雲町８番55―906号
債務者　北村　純子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６８号
高知市長浜2218番地
債務者　西本　純菜
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９３号
高知市薊野北町２丁目11番26号
債務者　奈良　有二
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９４号
熊本県水俣市月浦250番地18　県営月浦団地１―103
債務者　外野紀代子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月３日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第９８１号
東京都小平市美園町３丁目14番９―102号
債務者　加賀谷勇太
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５７号
東京都あきる野市油平196番地２ヒルトップＤ棟112号
債務者　櫻庭富士子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５１号
東京都町田市南成瀬７丁目６番地13プルミエール南成瀬
債務者　早田　俊雄
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６２３号
静岡県浜松市西区大平台４丁目２番25号　レイクシャトー102、前住所静岡県浜松市西区入野町16417番地の５　ホワイトキャッスル201
債務者　竹山　直美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係